

原油価格高騰の激変緩和制度

- 影響の大きい農業、漁業、運送業などについて、業界ごとに対策を措置。また、生活を守るため灯油の支援なども、特別交付税で措置。
- 加えて、原油価格の更なる高騰が、コロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐため、時限的・緊急避難的な激変緩和措置を講じることとする。
- 年末年始も迫る中、国民に安心していただくため、スピード感をもって対策を講じ、年内の事業開始を目指す。

<制度概要>

- ガソリン価格がリッターあたり170円※を超えた分を、最大5円の範囲内で補填する。
※過去最高水準を急激に更新している、という要件で設定した価格。全国平均ベース。
- 消費者に効果を迅速に届けるため、国は、元売事業者・輸入業者に価格抑制の原資を支給する。
- この補填により、ガソリンなどの卸価格の抑制を通じて、販売価格の急騰を抑制。激変緩和※を図る。

※補填開始後は、170円から1か月に1円ずつ段階的に切り上げていく。

(例：12月に170円で開始した場合、1月は171円を超えた分を補填)

- スキーム：



- 小売価格の上昇が適切に抑制されるよう、制度の趣旨を元売・小売をはじめその他各地の団体と連携しながら、制度の趣旨を広く周知・広報する。併せて、全国の小売価格の推移を各地の団体などと連携して調査し、価格が抑制されているかモニタリングする。

<対象油種>

- ガソリン、軽油、灯油、重油

<期間>

- 12月下旬～来年3月末までの時限的・緊急避難措置とする